

通風機室の防火区分に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

通風機室の防火区分に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 9 規則 7.2.1 では、A 類機関区域の通風用のダクトは、一般に、他の区域の通風装置から分離されていなければならないと規定されているが、一般的にその他の機関区域に分類される通風機室に設けられた通風機により A 類機関区域である機関室の通風を行う場合について、どのように取扱うかは明確にされていない。

そこで、IACS は、機関室のための通風機室の区分に関する統一解釈案を作成した。この統一解釈は、2007 年 10 月に開催された IMO 第 83 回海上安全委員会 (MSC83) において承認され、MSC.1/Circ.1239 として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1239 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

A 類機関区域のための通風機室の防火区分及びダクトの構造に関する要件を規定した。